

## 医療費控除と「生計を一」

Aさん

税理士のJunさん

医療費控除とは何ですか？

それでは、**医療費控除**は、扶養対象の妻や子供が対象になるのではないのですか？

**同居している**親族のみが対象となるのですか？



例えば、実家で一人暮らしをしている母親に毎月生活費を送金しているのですが、母親の医療費を負担した場合には、**医療費控除**の対象となりますか？

この「**生計を一**」の判定時期は、いつと考えれば良いのですか？

**医療費控除**は、確定申告でどのように記載すれば良いのでしょうか？

**医療費控除**で、それ以外に何か注意することはありますか？

**医療費控除**とは、「自己又は自己と「**生計を一**」にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合」(所得税法第73条)に適用される所得控除で、暦年で支払った医療費が10万円を超えた場合にその超えた金額が控除となります。医療費控除の上限は200万円です。

**医療費控除**と扶養の有無とは無関係です。

例えば、共働きの夫婦の場合、配偶者に所得金額の制限が付いているわけではありませんので、配偶者控除の対象でない配偶者の分の医療費も合わせて控除することが可能です。

また、同居している子供が社会人となって扶養対象から外れた場合でも、合算することが可能です。

**医療費控除**でいう「**生計を一**」とは、必ずしも**同居している**ことが要件ではありません。

確かに、**同居している**場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は「**生計を一**」にしているものとされますが、例えば、次のいずれかの場合には、たとえ**同居をしていなくても**、「**生計を一**」にしているものと認められます(所得税基本通達2-47)。

- ① 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
- ② これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

母親が年金暮らしで、生活費の送金がなければ暮らしていけないような場合には、たとえ**同居をしていなくても**、「**生計を一**」にしていると考えられますので、負担した母親の医療費は、**医療費控除**の対象となります。



「**生計を一**」の判定時期は、医療費を支出すべき事由が生じた時又は現実に医療費を支払った時の現況によるとされています。

年間にかかった医療費を氏名別・病院等別に集計し、「医療費控除の明細書」の「医療を受けた人」、「病院・薬局などの支払先の名称」の欄にそれを記載し、その「支払医療費」の金額を記載します。その際、保険等で補填された金額がある場合には、その補填金額も記載します。

病院に行くために要した往復の**交通費も医療費控除の対象**となりますので、忘れないでください。**医療費控除**につきましては、税理士によく相談されることをお勧めします。